若年性認知症支援ハンドブック

～若年性認知症を理解し、支援するために～

福岡県八女市

◆今、何が必要？アセスメントシート

必要と思われる支援を明確にして、該当するページを参照してみましょう。

［必要性→担当者が必要と考える･意向→本人家族の意向があるか］

支援の必要性	必要性	意向	ハンドブックの該当ページ
1. 診断・治療の必要性			
1）診断や検査	□	□	適切な医療機関へつなぐ P1～3、8、24
2）より専門的な医療	□	□	
2. 就労・家事・育児・介護のための支援の必要性			
1）仕事を続ける	□	□	就労継続の支援 P4
2）休職・復職	□	□	
3）再就職（できる仕事に移る）	□	□	
4）仕事をさがす	□	□	
5）再就職（福祉的就労）	□	□	
6）家事を続ける	□	□	ヘルパー等の利用 P12、13、23
7）育児を続ける	□	□	
8）親などの介護を続ける	□	□	
3. 社会参加が必要・生活へのアドバイスが必要			
1）本人や家族交流会への参加	□	□	当事者交流会、仲間作り P14
2）生活へのアドバイス	□	□	生活へのアドバイス P15～21
3）余暇活動の範囲を広げたい　※1	□	□	障がい福祉　P12、13
4. 次のような状況の時には、介護保険などのサービスが必要			
1）１人暮らし　※2	□	□	障がい福祉サービスや介護保険サービスで、訪問介護等の利用 P12、13、23
2）ひとりでは食べず、促しや声掛けがいる	□	□	
3）知らない間に怪我をしている	□	□	
4）外出してひとりで帰れない	□	□	
5）トイレが上手くできなくなる	□	□	
6）介護者といると委縮してしまう	□	□	
7）介護者が疲れている	□	□	
8）できることがあるのに介護者が上手くサポートできない	□	□	
9）服薬確認の必要性がある	□	□	
5. 入所、入院の支援が必要			
1）入所	□	□	P23
2）入院	□	□	
①ＢＰＳＤが激しい	□	□	
②自殺企図がある	□	□	
③体が衰弱している	□	□	
④服薬調整や検査の必要がある	□	□	
⑤介護していた家族が介護できない状態になる	□	□	
6. 金銭管理や契約等の支援が必要	□	□	P19

※1　認知症の人だけだと道に迷ったりして、映画や買い物、ジムに行くことなどができない場合でもガイドヘルパーを利用することで、余暇活動を継続することができます。

※2　一人暮らしの場合は、家族が認知症の進行状態など変化が分からないので、週一回でも訪問介護などを利用してもらうことが治療や適切なケアにつながります。

このハンドブックを
有効に活用していただくために

若年性認知症とは？

18 歳から65歳未満に発症する認知症を、若年性認知症といいます。
その原因疾患によって支援の方向性も多少異なります。

【若年性認知症の特徴】

- 18～64 歳人口における人口 10 万人当たり若年性認知症者数は、47.6 人
- 全国における若年性認知症者数は、3.78 万人
- 推定発症年齢の平均は、51.3±9.6 歳
- 介護家族の抑うつ状態　約 6 割
- 発症後収入が減った　7 割

（H21 年 3 月厚生労働省発表
「若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究」より）

本ハンドブックは、若年性認知症への理解を深めていただくことを趣旨に作成にあたりました。若年性認知症は、働き盛りの世代にも起こる疾患のため、本人だけでなく家族の生活への影響も、高齢者に比べて大きく、本人や家族へのさまざまな支援が必要とされます。

支援者は、窓口も多岐にわたる介護保険サービス、障がい福祉サービス、医療などの既存の制度を工夫して利用するために、まず、それぞれの制度を理解することが先決です。この『若年性認知症支援ハンドブック』では、相談を受ける側の専門職も、より迅速に対応できるように、各制度の中でも特に若年性認知症の人やその家族の利用性が高いものを掲載しました。各制度の詳細は、その制度ごとのマニュアル等にてご確認ください。

支援をする人にとっても、若年性認知症の対応が初めてのケースになることもあるでしょう。しかし、本人や家族は、窓口担当者を頼りにしています。それぞれの窓口が連携し、繋がるサービスを目指すことが重要です。

本ハンドブックが、若年性認知症の方とその家族の QOL（quality of life）の向上の一助となれることを強く願います。

平成 27 年 3 月　八女市

目次

Ⅰ．まだ、診断を受けていない方を支援する場合……ｐ１
1. 認知症かどうかまよったら
2. 認知症の原因となる疾患は？
3. どこに受診すればよいのでしょうか
4. 適切な診断とは
5. 診断をうけるための準備

Ⅱ．診断を受けた後に　就労等の支援……ｐ４
1. 就労されている人へ
2. 雇用継続をめざす場合
3. 在職中にできる手続き
4. 再就職や自立に向けて

Ⅲ．医療費、税金等の減免……ｐ１０
1. 自立支援医療（精神通院医療）
2. 税の減免や割引
3. 子どものための就学資金
4. 住宅ローンの返済、生命保険の掛け金

Ⅳ．障がい者福祉制度の利用……ｐ１２

Ⅴ．当事者交流会、仲間づくり……ｐ１４

Ⅵ．生活へのアドバイス……ｐ１５
1. 一日の過ごし方
2. 医療
3. 車の運転
4. 財産や日々の金銭管理・福祉サービス利用支援
5. 家族への支援

資料：どのような窓口や制度を使っていますか

Ⅶ．介護保険……ｐ２２

Ⅷ．相談機関……ｐ２３

裏表紙　資料：今、何が必要？アセスメントシート

当ハンドブックでは、障がいのある方の思いを大切にし、その理解を深めていくため、本文中マイナスのイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記しています。

若年性認知症支援ハンドブック

～若年性認知症を理解し、支援するために～

平成２７年３月発行

発行：八女市
編集：八女市　市民福祉部　介護長寿課

〒８３４－８５８５
福岡県八女市本町６４７番地
TEL：０９４３－２３－１３０８（直通）
FAX：０９４３－３０－１５０５

Ⅰ．まだ診断を受けていない方を支援する場合

1．認知症かどうか迷ったら

認知症とは、いったん獲得された認知機能（記憶、言語、学習、判断力・実行力・遂行機能など）が持続的に低下し、生活に支障をきたす状態を言います。

原因は、脳に病気が起こったためで、その病気の種類は様々です。よく似た治る病気もあり、また認知症の原因疾患によっては進行を遅らせることができます。認知症かなと思ったら、きちんとした診断を受けましょう。

このようなサインを見逃さないで！認知症の可能性があります。

【仕事や生活の場面での変化】

- □スケジュール管理が適切にできない
- □仕事でミスが目立つ
- □複数の作業を同時並行で行えない
- □段取りが悪くなり、作業効率が低下する
- □取引先との書類を忘れる等、もの忘れに起因するトラブル
- □ものをさがしていることが多くなる
- □降りるバス停を間違える
- □服の組み合わせがおかしくなる
- □家族との会話の中の意味を取り違えて険悪になる
- □お金を無計画に使うようになる

【うつや体調不良ととられがちな症状】

- □夜眠れない
- □やる気が出ない
- □自信がない
- □運転が慎重になった
- □趣味への関心がうすれた
- □頭痛、耳鳴り、めまい
- □イライラする
- □考えがまとまらない

初期には、もの忘れがほとんど目立たない場合があります。

本人や家族に伝えたいこと

認知症も早期発見・早期受診すべき病気です

多くの人は、自分への変化に自覚があります。しかし、認知症の診断に行くことを決断できない場合もあります。認知症ではないかと思っても、そうでない場合もあります。

早期に治療すれば、症状が改善したり、進行を遅らせることができるものもあります。心配しているのであれば、受診してみましょう。

2．認知症の原因となる疾患は？

認知症は、共通の症状を示す病気のグループのことで、さまざまな原因疾患があります。周囲の人が理解できない行動や発語があるためトラブルを起こしやすくなります。本人なりの理由がありますが、家庭や関係者とトラブルにならないよう専門家からアドバイスを受けることが重要です。

原因疾患		特徴
神経変性疾患	**アルツハイマー病** **前頭側頭葉変性症** **レビー小体型認知症** **等**	・進行の度合いは個人によって異なりますが、徐々に進行するため、就労の期間を長く保つことが難しい場合があります。 ・アルツハイマー病などは、空間失認、失行や言語障がいが高齢者よりも強く現れる場合があり、進行の度合いに合わせて身体介護の必要性が大きくなります。
脳血管性障がい	**脳梗塞** **脳出血** **頭部外傷　等**	・脳梗塞や脳出血等の再発を防ぐことが重要です。 ・進行防止には、身体機能の維持・向上や認知機能の保持のためにリハビリテーションが重要です。高次脳機能障がいのリハビリテーションが有効な場合もあります。 ・就労支援があれば、就労継続や新たに就業できる可能性が高いです。
その他	**中毒・栄養障がい**	・アルコール依存症や、飲酒が長期に及ばない場合でも食事をせず飲酒を継続することで脳が栄養不足となり、認知症症状が出現します。 ・早期に大量のビタミン補充や、適切な治療をすることによって治る場合があります。

識別すべき重要な疾患

甲状腺機能低下症、脳梗塞、慢性硬膜下血腫等、早期に治療すれば、良くなる認知症もあります。

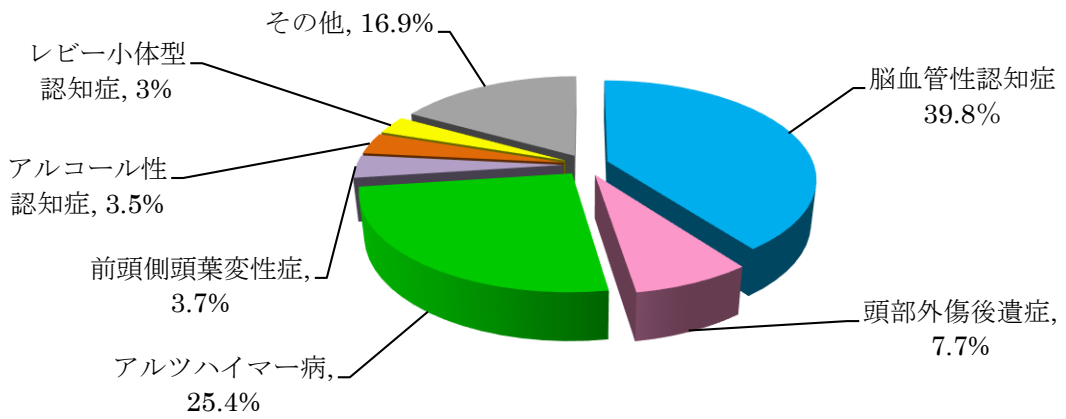

『若年性認知症の基礎疾患』

H21年3月厚生労働省発表　「若年性認知症の実態と対応の基礎整備に関する研究」より

3．どこに受診すればよいのでしょうか

かかりつけ医の先生から、認知症の専門医を紹介していただきましょう。

具体的には「もの忘れ外来」を標榜している医療機関や、精神科や神経内科等で認知症の診断をしている医療機関・認知症医療センター（２３ページ参照）等に受診をすすめましょう。迷ったら認知症コールセンターに電話してみましょう。（２３ページ参照）。

4．適切な診断とは

診断のためには、次のような診察・検査が実施されます。

① 問診
（認知症ではないかと思うエピソード（いつどんなことがあったのか）を、本人・家族が伝える。
② 神経心理検査（改訂長谷川式簡易知能評価スケール・MMSE など）
③ 画像解析（CT・MRI・脳血流検査など）
④ 血液検査

支援する人へ

初期の診断は難しいといわれています。また、経過を観ていくことも重要です。

一度認知症でないといわれた場合も、症状（1 ページのサイン）が続くようであれば、再度受診につなぎましょう。

5．診断をうけるための準備

支援者は、本人や家族から「認知症ではないかと思うエピソードとその発現時期」などをきいて、書いてまとめておきましょう。地域包括支援センターなどから医療機関へ直接紹介するときは、本人家族の同意を得て情報提供することを厳守しましょう。

かかりつけ医や職場の産業医から紹介状があれば、持参しましょう。

また、診断の結果（告知）を家族だけで聞くのか、本人も一緒に聞くのか医療機関に相談しておきましょう。本人と家族が別々に医師の説明をきけるよう、付き添いは複数のほうがよいでしょう。

支援する人へ

診断の後に、本人や家族の気持ちを受け止めて

若年性認知症の本人や家族の中には、原因がわからないまま、いくつもの病院に行き不安な日々を数カ月から数年おくっている場合もあります。告知によって「やっと原因がわかった…」と安堵することも少なくありません。

また納得して内服してもらう、働き方を考えるなど、告知を受け本人に理解してもらって実行していくことが多くあります。

単に告知だけでなく、治療を続けるうえで当事者交流会などに参加し、様々な葛藤について認知症の本人同士で話し合う場などに参加できるよう、配慮が必要です。

Ⅱ．診断を受けた後に　就労等の支援

診断後に支援者は、就労支援や経済的支援を一緒に行ってください。本人や家族が生活の見通しができ、病気との付き合い方にも余裕が出てきます。

1．就労されている人へ

まず、職場の人たちに話すかどうか決める必要があります。どの時期に、職場の誰に、どのように話すか、心の葛藤があることを理解して支援しましょう。

上司に話し配置転換してもらうことで同じ会社で働き続けられる場合もあります。

また、精神障がい者保健福祉手帳を取得することで、障がい者として継続した雇用も考えられます。

本人や家族に伝えたいこと

配置転換や仕事内容の変更を相談してみましょう

認知症になっても、働き続けられるように上司や企業と話し合ってみましょう。

障がい者手帳の取得は在職中に

障がい者としての雇用

一般企業では労働者の 2.0%、国・地方公共団体等 2.3%、都道府県等の教育委員会 2.2%の障がい者を雇用することが義務付けられています。

障がい者手帳の取得による障がい者法定雇用率の算定により、雇用継続が可能にならないか企業等に検討を依頼してみましょう。

（平成 25 年 4 月 1 日より障がい者法定雇用率が上がりました。）

雇用保険の給付日数

離職した場合でも、障がい者手帳の取得をしている方については、就職困難者として給付日数が手厚く設定されます。

2．雇用継続を目指す場合

雇用継続を目指す場合は、雇用主（企業）や同僚等の支援・理解を得ながら、職務の再設計をする必要があります。その際には、障がい者職業センターが本人、又は雇用主（企業）からの依頼により個人の状況に応じた支援計画を作成する等の支援を行っていますので相談してみましょう。

福岡障がい者職業センター

〒810-0042　福岡市中央区赤坂 1-6-19　　ワークプラザ赤坂５F

TEL　092（752）5801　FAX　092（752）5751

Email　fukuoka-ctr@jeed.or.jp

≪ホームページ≫

http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/fukuoka/40_fukuoka.html

《開庁日時》

８：４５～ １７：００(土日祝、年末年始休暇を除く)

休職・復職を考えている人へ

傷病手当金の手続き

受診・診断後、就労の継続が困難であり、しばらくの間休職する場合には、傷病手当金を受けながらその後の働き方を考えましょう。

傷病手当金は、病気やけがのために働くことができず、会社を休んだ日が連続して３日間あり、４日目以降休んだ日に対して事業主から十分な報酬が受けられない場合に、一年半の期間、支給されます。働いている、もしくは働いた職場の労務担当などに聞いてみるようすすめましょう。

本人や家族に伝えたいこと

退職することを一人で決めずに、上司や家族と相談して考えましょう。

勤めている間に障がい者手帳や障がい年金の手続きをしておくとよいでしょう。

雇用主の方へお伝えしたいこと

18 歳以上 65 歳未満で認知症を発症する場合、若年性認知症といいます。
認知症の診断技術や治療は、年々、進歩しています。
まわりの理解と支援で、定年まで働くことができる人もいます。
人は資本です。新しく雇用する前に、今の社内で養われた技術や知識を活かしましょう。

認知症でも衰えにくい機能

■ **慣れている作業**
作業記憶（体で覚えた記憶）は失われにくい記憶です。

サポートがあれば

■ **お客様の直接応対**
今まで営業していた人などは、直接お客様への対応はできます。その人でなければ、この得意先は納得してもらえないということはありませんか？

新しいことも繰り返せば覚えることができます。

認知症で難しくなること

■ **電話でのやりとり**
相手がみえないので思い出しにくく、あわてやすくなります。

■ **約束**
約束用のメモをとっても、計画中か実行中か分からなくなります。終わったら消していくなどの工夫が必要です。

■ **目的地まで行く**
慣れた道でも、焦ってわからなくなることがあります。同行する、時間に余裕を持つ、地図を持っていくなどの工夫が必要です。

若年性認知症は、精神障がい保健福祉手帳の取得対象です。

手帳の所持者は、障がい者の雇用率に算定できます。

あなたの企業は、障がい者の法定雇用率を満たしていますか？

3．在職中にできる手続き

障がいの状態によって「精神障がい者保健福祉手帳」の交付を受けることができます。交付されると、それぞれの障がいの程度に応じた福祉サービスを利用できるようになります。

最寄りの市町村精神保健福祉担当課（八女市では「福祉課しょうがい者福祉係」H27 年３月 31 日現在）で申請書をお渡ししますので、記入の上、医師の診断書（所定の様式のもので、※初診日から６カ月以上経過した時点のもの）又は障がい者年金証書の写しに写真を添えて、住所地の担当窓口に提出してください。

※初診日＝当該障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日のこと。

手帳の取得手続きに必要な書類等は、障がい年金の受給の有無により異なります。
必ず、申請する前に、申し込み・相談窓口に相談するようにしてください。

■ 障がい年金を受給している場合

＊申請書（市の福祉課しょうがい者福祉係にあります）
＊年金証書の写し
＊直近の年金振込み通知書又は年金支払い通知書の写し
＊年金事務所照会のための同意書（市のしょうがい者福祉係にあります）
＊写真（３×４センチ）

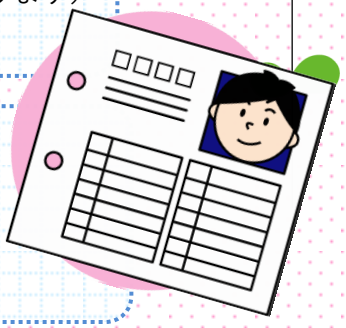

■ 障がい年金を受給していない場合

＊申請書（市の福祉課しょうがい者福祉係にあります）
＊初診から６カ月以上経過した時点での医師の診断書
＊写真（３×４センチ）

手帳には、障がいの程度により１級から３級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。また、手帳用診断書により取得した手帳であれば、自立支援医療費（精神通院）の支給認定を受けることができる場合があります。

＜等級変更＞

障がいの程度が変わったと思われる人は、新規申請の場合と同様の手続きを行ってください。

申し込み・相談窓口　居住地の市町村精神保健福祉担当課

八女市役所	本庁	福祉課	しょうがい者福祉係	0943（２３）１３３５
	黒木支所	市民生活福祉課	生活福祉係	0943（４２）１１１４
	立花支所	市民生活福祉課	生活福祉係	0943（２３）４９３３
	上陽支所	市民生活福祉課	市民生活福祉係	0943（５４）２２１８
	星野支所	市民生活福祉課	市民生活福祉係	0943（５２）３１１３
	矢部支所	市民生活福祉課	市民生活福祉係	0943（４７）３１１１

支援する人へ

在職中に初診日がある場合とない場合では、その後に受けられる可能性のある支援の状況が異なります。

障がい年金等の手続き

年金に加入されている方が傷病等により障がい者になった場合、加入している年金の種別に応じ、障がい基礎年金、障がい厚生（共済）年金等が一定の条件を満たせば支給されます。働いていても受け取ることができます。

①障がい基礎年金

国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも６０歳以上６５歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、※初診日から１年６カ月を経過した日（障がい認定日）に、国民年金法による障がい等級表の１級または２級の障がいの状態に該当し、初診日において一定の納付要件を満たしている人に支給される。

※初診日＝当該障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日

②障がい厚生（共済）年金

初診日に厚生（または共済）年金保険の被保険者であった場合、障がい基礎年金に上乗せして支給される。

③特別障がい給付金

障がい基礎年金等を受給していない障がい者で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があるほか、一定の条件を満たす場合に給付される。

申し込み・相談窓口　居住地の市町村国民年金担当課または年金事務所

八女市役所	本庁	市民課	国保年金係	0943（２３）１１１６
	黒木支所	市民生活福祉課	市民係	0943（４２）１１１４
	立花支所	市民生活福祉課	市民係	0943（２３）４９３３
	上陽支所	市民生活福祉課	市民生活福祉係	0943（５４）２２１８
	星野支所	市民生活福祉課	市民生活福祉係	0943（５２）３１１３
	矢部支所	市民生活福祉課	市民生活福祉係	0943（４７）３１１１

支援する人へ

退職後の居場所つくりが重要です。

- できれば退職前に退職後の居場所つくりを相談しましょう。
- 地域包括支援センターに相談することをすすめましょう。
- 予防教室に利用できるものがないでしょうか。
- スポーツジムに通う、シルバー人材センターで働く等の様々な活動をされている方がいます。

４．再就職や自立に向けて

障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービスとして、一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援や就労継続支援等があります。

障がい者総合支援法のサービス利用に係る手続きについては、１２、１３ページ「Ⅳ．障がい者福祉制度の利用」を参照ください。

	名　称	概　要
訓練等給付	就労移行支援	一般就労が見込まれる６５歳未満の障がいのある方に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な、訓練及び就職活動に関する支援等を行います。
	就労継続支援	一般就労が困難な障がいのある方に、就労の機会を提供するとともに就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を行います。

【申請先・利用方法等】市町村へ申請後、支給決定を受け、サービス提供事業者と契約

相談機関

八女地区障害者基幹相談支援センター『リーベル』

〒834-0031　八女市本町１７番地２

TEL　0943（22）2610

Ⅲ．医療費や税金等の減免

１．自立支援医療（精神通院医療）

精神通院の指定を受けている医療機関で、在宅精神障がい者の医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の１割です。また、所得に応じて負担の上限額が定められます。一定所得以上の場合は、疾病の状況により制度の対象外になる場合があります。

事例

Ａさん（５７歳、アルツハイマー型認知症）は、〇〇病院で診断・薬物治療を受けていますが、〇〇病院では作業療法を実施していなかったために、作業療法を実施ている△△クリニックで作業療法を受けることになりました。自立支援医療は、特別な理由がない場合は１か所の医療機関に限られていますが、１か所の病院等では受けられない治療等を受ける場合は、２か所で利用することもできる場合があるので、医療機関で相談してみましょう。

申し込み・相談窓口　居住地の市町村精神保健福祉担当課

八女市役所	本庁	福祉課	しょうがい者福祉係	0943（２３）１３３５
	黒木支所	市民生活福祉課	市民係	0943（４２）１１１４
	立花支所	市民生活福祉課	市民係	0943（２３）４９３３
	上陽支所	市民生活福祉課	市民生活福祉係	0943（５４）２２１８
	星野支所	市民生活福祉課	市民生活福祉係	0943（５２）３１１３
	矢部支所	市民生活福祉課	市民生活福祉係	0943（４７）３１１１

２．税の減免や割引き

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者について、所得税、住民税、相続税、贈与税等にかかる減免をうけられる場合があります。その他、ＮＨＫの受信料、ＮＴＴ電話番号案内料金などの料金の減免や、美術館・映画入場料等の割引が受けられる場合があります。

また、自動車税、通院等の利用する自動車の新車購入時の自動車取得税などの減免制度も利用できる場合があります。

申し込み・相談窓口　居住地の市町村税担当課・福岡県各県税事務所

八女市役所	本庁	税務課	市民税係	0943（２３）１１１３
	黒木支所	市民生活福祉課	市民係	0943（４２）１１１３
	立花支所	市民生活福祉課	市民係	0943（２３）４９３２
	上陽支所	市民生活福祉課	市民生活福祉係	0943（５４）２２１８
	星野支所	市民生活福祉課	市民生活福祉係	0943（５２）３１１８
	矢部支所	市民生活福祉課	市民生活福祉係	0943（４７）３１１１

３．子どものための就学援助

市町村の就学援助制度や、あしなが育英会などの奨学金制度など、子どもの就学に対する援助があります。また、社会福祉協議会の生活福祉資金（修学資金）の貸付制度などもありますので、詳しくは、教育委員会にお問い合わせください。

申し込み・相談窓口 在学中の学校、市町村教育委員会、市町村社会福祉協議会

八女市教育委員会	学校教育課	学務係	0943（２３）１９５４

４．住宅ローンの返済、生命保険の掛け金

住宅ローンを契約するときには、途中で返済できなくなる場合にそなえて保険も同時に契約している場合があります。債務弁済手続きがとれる場合があるので、契約書を確認し問い合わせてみましょう。また、契約書の中に高度障がいの定義があるか確認してみましょう。高度障がいに認定されれば保険の掛け金、ローンの返済等が免除になる可能性かあります。

事例

生命保険で高度障がいと認められました。

Ｂさん（６５歳、アルツハイマー型認知症）は、言語障がいが出現しコミュニケーションの難しい状況でした。また、生命保険の掛け金を支払うことが経済的に負担になっていました。妻は生命保険の契約書に言語障がいが高度障がいの例として書かれていることに気づき、医師にも診断書に明記してもらい、支払いの免除と保険金の満額支払い、診断時からの保険料の返還を受けられることになりました。現在の状況で該当しなくても、認知症の進行の過程で、該当する状況になる場合があります。

Ⅳ．障がい者福祉制度の利用

障がい者の地域生活・社会生活を総合的に支援するため、障がい者総合支援法に基づくサービスがあります。（障がい者総合支援法は、障がい者制度改革により、平成２５年４月１日から障がい者自立支援法に代わって施行された法律です。）

障がい者総合支援法に基づくサービスには、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）などのサービスを行う「介護給付」、就労移行支援や就労継続支援等を行う「訓練等給付」、「自立支援医療」、相談支援や移動支援等を行う「地域生活支援事業」などがあります。

若年性認知症の人も、これらサービスを利用できる場合があります。

サービスを利用するには、市町村へ申請手続きを行い、支給決定を受けた上で、指定事業者・施設等との間で利用契約が必要になります。

なお、「介護給付」のサービスを受けるには、障がい支援区分の認定を受ける必要があります。

申し込み・相談窓口　市町村障がい福祉担当課・障害者等相談センター「リーベル」

八女地区障害者基幹相談支援センター『リーベル』

〒834-0031　八女市本町１７番地２

TEL　0943（22）2610

地域の相談支援事業所では

- 受給者証の交付のための申請手続きや、障がい者福祉手帳の交付手続きの相談を行っています。
- その人に合ったサービスの利用を相談してみましょう。

障がい福祉サービスの利用までの流れ

①相談・申請

市町村（または市町村の委託を受けた相談支援事業者）にサービス利用についてご相談いただき、市町村に申請します。
市町村は、利用者にサービス等利用計画案提出を依頼します。

②調査

市町村に申請すると生活や障がいの状況についての面接調査を行うため、市町村は相談支援事業者の職員（認定調査員）が聞き取り調査に伺います。

③審査・認定

調査の結果と主治医の意見書をもとに、市町村の審査会によって検討したうえで、障がい程度の区分（心身の状況）が決まります。

④決定通知

障がい程度の支援区分認定のあと、生活環境やサービスの利用意向などを聞き取り、提出されたサービス等利用計画案の内容も参考にして、市町村がサービスの量と１か月あたりの支払いの限度額を決定して、受給者証を交付します。（サービスの利用意向等の聞き取りは、面接調査と同時に行うことがあります。

⑤サービス利用

利用者は、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画に基づき、指定事業者・施設の中からサービスを受ける事業者を選択して、サービスの利用申し込みや契約を行います。サービスを利用したときは、利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

以下に、障がい者総合支援法に基づくサービスの概要や手続きを図や表で説明します。なお、本ハンドブックの目的に照らし、ここでは、障がい者総合支援法に基づく様々なサービスのうち、特に若年性認知症の方が利用する可能性が高いと思われるものを抜粋しています。

主なサービスの内容

自立支援給付関係

介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護
	短期入所 （ショートステイ）	介護する型の病気などによって短期間の入所が必要な方に入浴、排せつ、食事の介護等サービスを提供
訓練等給付	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供
	就労継続支援	通常の事業所での雇用が困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動などの機会の提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練の提供
計画相談支援給付	計画相談支援	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成する。 支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う。

地域生活支援事業関係

相談支援	障がい者のいろいろな相談に応じて情報の提供や助言を行うもの
移動支援	障がい者の外出の際に円滑な移動を支援するもの
地域活動 支援センター	創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るもの

サービス利用にあたっての自己負担は、所得に応じて設定されています。

相談窓口 居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課

Ⅴ．当事者交流会、仲間作り

＝交流会や活動の内容＝

交流会とは、認知症の本人同士が知りあい、自由に話し合ったり、お互いの経験を共有することができる場です。病気のこと、ご家族への思い、生活で困っていることの工夫など話し合います。また山登りや花見などの外出行事や音楽、踊りをみんなで楽しむ活動を行っているところもあります。交流の中では本人は「もの忘れがあっても気にしないで話せる」「勇気が出る」「悩んでいるのは自分だけじゃない」という気持ちを持つことができます。専門職の人の中には、本人の前で「認知症」という言葉を出したらいけないと思っている人もいるかもしれませんが、実は本人も病気のことを話し合える仲間を探しています。

■ 福岡県内で行われている交流会（本人・家族の交流会）

■ 公益社団法人　認知症の人と家族の会　福岡県支部

【相談(業務)内容】　●認知症に関すること
●介護に関すること
●高齢者福祉に関すること

【対象者】　福岡県内に住んでいる人、勤めている人

【相談日時】　火・木・金（第３火曜日は除く）11 時 00 分～15 時 00 分

【相談方法】　電話相談……予約不要
来所相談……電話、ファックスにて相談当日に予約してください。

【相談料】　無料

【問い合わせ先・所在地】

団体名	公益社団法人　認知症の人と家族の会　福岡県支部		
住　所	〒810-0062　福岡市中央区荒戸 3－3－39 福岡市市民福祉プラザ４階　団体連絡室		
電話番号	092－771－8595	ファックス番号	092－771－8595

■ その他認知症に関する交流会（本人・家族の交流会）

若年性認知症介護者の会 『ローズ・マリー』	認知症カフェ[ROSARY・SANGO] 筑後市馬間田 151 番地 1 ０９４２－６５－７８０４
若年性認知症 『オアシス虹の会』	医療法人笠松会 天神オアシスクラブ 福岡市中央区天神 1 丁目 11 番 17 号 福岡ビル 7F ０９２－７１２－６５００

Ⅵ．生活へのアドバイス

１．１日のすごし方

仕事を辞め、主に家族とだけ過ごしていると安心の一方で家族がいないと落ち着けなくなることもあります。認知症の進行予防のためには、食事や休息の取り方に気を付けるとともに、家族以外の人との交流をはかりましょう。

◆脳を活性化する食事

次のような食品は、アルツハイマー病の原因となるアポリポ蛋白を貯めにくくするといいます。しかし、食べ過ぎないことも重要だといわれています。

脳の抗酸化防止に役立つといわれるビタミンB、C、E、βカロチンを多く含むものも良いといわれています。

ＤＨＡやＥＰＡ	さば、いわし、ぶり、さんま、うなぎなど背の青い魚
カ　テ　キ　ン	緑茶など
ク ル ク ミ ン	ウコンなど
ポリフェノール	チョコレートなど
ビタミンC・βカロチン	くだもの、野菜など
ビ タ ミ ン Ｅ	アーモンド、胚芽米、小麦胚芽など

◆脳を活性化する運動

有酸素運動：激しい運動よりも、
少し早歩きのウォーキングなどを１日３０分程度

◆余暇活動・外出・旅行

これまで続けてきた趣味はできるだけ続けられるようにします。旅行やスポーツなどの更衣や排せつなどの見守り支援が必要なことを続けるためには、同性の同行者がいるとよいでしょう。子ども、グループのリーダーや、友人に病気のことを話すことで協力を得るようにしましょう。同じ趣味のボランティアを見つけることも有効です。

◆休息とリラックス

寝ること、休憩をとることは、頭がそのモードに切り替わる必要があります。何か不安な気持ちになって、あるいはやっていたことをどこで止めたらよいか分からなくなって、休息がとれないことがあります。温かい飲み物を飲む、手や背中をなでるなどしてリラックスできるようにしましょう。気温や湿度にも注意し、水分や栄養が摂れているか気をつけることも大切です。

特に、体の緊張がとれにくくなってきた時には、マッサージやリラックスできる香り（ラベンダーなど）を芳香させることなどが役に立ちます。

◆友人・知人とのつきあい

信頼できる友人、知人には、どのような病気であるか、どのような気持ちでいるか話してみましょう。大切な友人だからこそ理解してほしいことを伝えましょう。気持ちが楽になると同時に、旅行や趣味活動を続けることが出来るようになります。話せるかなと思える人だけでかまいません。

Aさん（本人）の場合

仕事を辞めてから、職場の同僚に話しました。

なんだか胸のつかえがなくなりました。

認知症の番組があると録画してＤＶＤを送ってくれます。録画を忘れてしまうので助かっています。

Bさん（家族）の場合

同業者組合の人と夫婦ぐるみで温泉に行っていましたが、妻がアルツハイマー病になってからやめていました。他の奥さんが妻をみてくださるというので久しぶりに参加し、妻の笑顔が見られて良かったと思いました。

◆清潔、身だしなみ

特に女性の場合は、下着の購入、美容院に行く、月経の処理などが必要になることがあり、同性のサポートが必要になります。下着は、ヘルパーや娘に購入してもらうなどの工夫が必要で、配偶者が気付かない場合はサポートが必要です。

2．医療

◆認知症の治療

脳血管性認知症の場合は、血圧の管理が必要になります。高血圧の人は、服薬治療が必要です。規則正しい生活や適度な運動によって、身体機能を低下させないようにすることが重要です。アルツハイマー病の場合は、薬と共に、脳の活性化を促せるよう、他の人と交流することが薬の効果を上げるといわれています。

前頭側頭型認知症（ピック病を含む）の場合は、本人に合う作業等がみつかると周りが困るような行動は減少したり、常同行動（同じ行動や行為を目的もなく何度も繰り返す）が問題でなくなります。

◆その他の病気の治療

糖尿病や高血圧、高脂血症などの生活習慣病は、認知症の症状の悪化をまねく恐れがある病気です。その他の病気でも、その症状が悪化すると、認知症の人の判断力を低下させ認知症が進行したようになります。放置すれば、本当に進行してしまうこともあるため、認知症以外の病気の治療もしっかり行ってください。

◆歯科治療

認知症が進行すると、歯科治療が難しくなります。自分で口腔の衛生を保つことが難しくなり、歯科治療が必要となりますが、歯科医の指示がわからず、口を開けておくことが難しくなるためです。

そのため、認知症の初期に歯科治療をきちんとしておき、自分で歯磨きなどができない時は、周りの人がケアするようにします。

◆終末期医療

認知症に限らず、終末期に食事が摂れないと、胃ろうを作るケースが多くなっています。また、呼吸が停止すれば人工呼吸器などの使用もあります。本人がどこまでの医療を求めるのか聞いておくことによって、家族の迷いは減少します。

3．車の運転

車の運転は、道に迷うだけでなく、空間や信号を誤認したり、とっさの判断が難しくなり危険です。７５歳以上のドライバーには認知機能検査（講習予備検査）が必要となり、若年性認知症の方の場合も、本人の判断能力がまだしっかりしている時に医師などからも説得してもらい、本人が納得してやめるのが理想です。

＜参考＞

車の運転をやめる方法として、以下の方法などがあります。

- 他の移動手段を考える
- 家族が運転する
- 子どもや孫が説得する
- 友人、近所の人に説得してもらう
- 自動車販売、修理店に協力してもらう
- 車検の機会に売却、廃車にする
- 警察や医師から告げてもらう
- キーがなくなったと本人に言う
- 車を別居家族に預ける

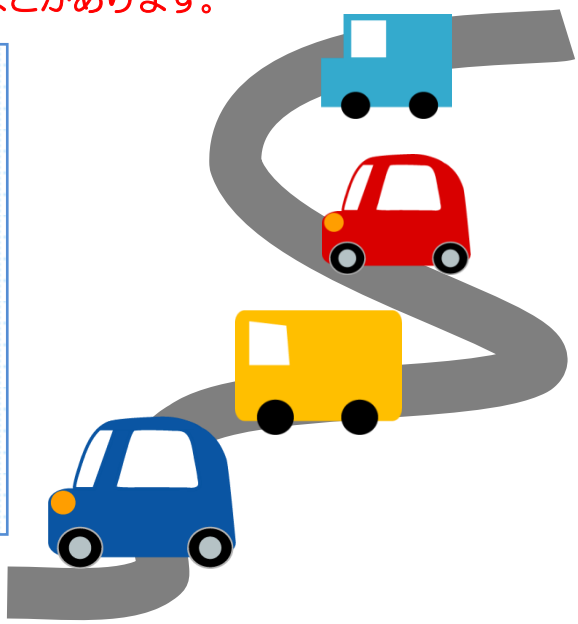

◆運転免許証の自主返納制度

福岡県では、高齢等の理由により自動車等の運転をやめるので、免許証を返納したいという方からの申請に基づいて、公安委員会が免許を取消す制度が設けられています。また、取消後に申請すると、身分証明書としての活用も可能な運転経歴証明書の交付を受けることができます。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。

【受付場所】
- 福岡県警察本部運転免許管理課
- 福岡・北九州・筑豊及び筑後の自動車運転免許試験場
- 警察署

【受付時間】　９時００分～１６時００分
※ただし、土曜日・日曜日・休日
及び年末年始
（12 月 29 日～1 月３日）は休み

【申請者　】　免許を受けている本人に限る（※代理申請はできない）

【申請に必要な書類】 (1)運転免許取消申請書（受付場所に準備）
(2)運転免許証

【注意】　申請により運転免許を取り消した場合は、後日免許が必要になった際には、免許試験を受験して免許を受けなければならない。
※試験の一部免除等の適用なし。

【問い合わせ】　福岡県警察本部運転免許管理課
０９２－６４１－４１４１

◆バス料金の割引制度

自主返納（申請による運転免許の全部取消）をしたり、身体障がい者手帳等の交付を受けている方を対象にバス料金が割引になる制度もあります。詳しくは、お問い合わせください。

堀川バス

運転免許証を自主返納された人に発行される「運転免許証返納割引証」を、運転支払の際に提示することで運賃が半額になるサービス。堀川バス全線で使用できます。
発行については、下記にお問い合わせください。

堀川バス㈱　　八女市本町１番地 302 の１

TEL：0943-23-2115

西鉄バス

身体障がい者手帳等の交付を受けている方を対象とした割引サービスがあります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

西鉄お客様センター　**TEL：0570-00-1010**

（営業時間　６：００～２４：００　年中無休）

4．財産や日々の金銭管理、福祉サービス利用支援

日常生活自立支援事業

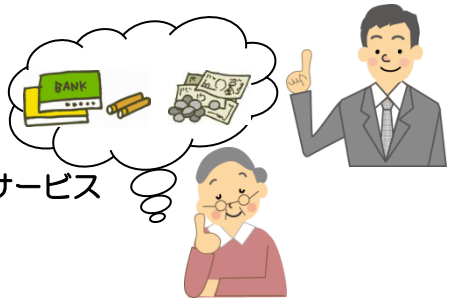

判断能力が低下しても、契約行為を理解できる時点では、

①通帳、証書類の預かりサービス
②定期的に銀行からお金を引き出し、訪問によりお金を渡すサービス
③家賃や光熱費などの支払い代行サービス
④福祉サービスの利用手続き代行サービス

などをお願いできる日常生活自立支援事業があります。

申し込み・相談窓口　社会福祉協議会

八女市 社会福祉協議会 （高齢者相談センター）	本　庁	社会福祉会館内	0943（２３）０２９４
	黒木支所	地域交流センター「ふじの里」内	0943（４２）２１３１
	立花支所	総合保健福祉センター「かがやき」内	0943（３７）００３６
	上陽支所	地域福祉センター内	0943（５４）３８２９
	星野支所	総合保健福祉センター「そよかぜ」内	0943（５２）３１６５
	矢部支所	総合福祉団地「ゆいのもり」内	0943（４７）３１２３

成年後見制度の利用を考えることができます。

本人の意思を反映した財産管理ができる家族がいても、判断能力が低下してから、本人の入院や入所費用にあてるために不動産などの処分をするためには、成年後見人などが必要となります。

任意後見

自分で判断能力が低下した時に誰に金銭管理を任せたいかを事前に決めておくことができます。

法定後見

本人の判断能力が低下してしまってから四親等までの親族がいない人は市町村長に申し立てをして、家庭裁判所が後見人を選定します。

5．家族への支援

◆家族会への参加

福岡県には、いくつかの若年性認知症家族会があります。

家族会に参加することで、自分の体験を話し、思いを共有し合い、「自分だけじゃない」と思えるようになります。自分の体験を話し、思いを共有し合い、「自分だけじゃない」と思えるようになります。また制度利用についての情報や生活の工夫などを話し合うことで、介護が楽になります。

自宅地域の家族会に行くほうが地域の情報を入手できたり、専門職への相談につながりやすいですが、地域の家族会に参加することをためらわれる家族には自宅地域とは少し離れた家族会に参加する方法もあります。また FTD（前頭側頭型認知症）家族会のように、原因疾患別の認知症の家族だけが集まる会や男性介護者だけの集まりもあります。（P14 を参照ください。）

◆制度の手続き

自立支援医療、障がい年金、障がい者手帳等のように、診断を受けた後早期に申請を行った方がよい制度があります。しかし、診断、告知後の混乱や落ち込みがあり、なかなか手続きが進まないこともあります。障がい者手帳の申請などは、地域の相談支援事業所に相談に行くと良いでしょう。また、地域包括支援センターへも相談できます。

◆配偶者の就労支援

女性の就労支援専門窓口なども設置されています。

詳しくは、下記に相談してみましょう。

ハローワーク八女

（管轄地域：八女市・筑後市・八女郡）

TEL：0943-23-6188

八女市馬場514番地３

（※平日 8:30～17:15）

◆子どもへの支援

子どもにもわかるように病気のことを説明する必要があります。親がもの忘れや今までできたことができないことによって不安定になり、子どもを理不尽に叱ったりすれば、子どもは自分が愛されていないのではないかと不安になることもあります。

また、今だけでなく本人の介護が長期にわたった場合も考えながら、子ども自身人生を考えて、選択できるように支援する必要があります。

支援する人へ

子どもに話すときのヒント

- ●認知症は時間とともに少しずつ脳が病気になっていきます。覚えたり、物事を考えたりが難しくなっていき、毎日やっていることが段々ひとりではできなくなっていきます。病気になった人が自分でこの変化をとめることはできません。
- ●現在進行を遅くする治療しかありませんが、将来は治る病気になるかもしれません。
- ●一緒に暮らしている人が助ける必要がありますが、勉強や部活動などやりたいことを我慢する必要はありません。自分ができる範囲で助けてあげましょう。
- ●この病気になったのは、誰の責任でもありません。
- ●親の病気のことで相談したいことがあったら、いつでも相談してください。

【Younger People with Dementia,Alzheimer's Disease Society.1996 を参考に】

資料

支援者の方はこのページをコピーして、ご家族等に利用している機関や制度を書いてもらいましょう。すでに利用していても名称が理解されていない場合もありますので、一緒に記入してみましょう。

どのような窓口や制度を使っていますか。
該当するものにレ等を、記入してください。

1．以下の機関ですでに、相談されている所がありますか？

- □地域包括支援センター
- □役所（障がい福祉の窓口）
- □かかりつけ医
- □保健センター・保健所
- □若年性認知症の家族会
- □高齢者相談センター（社会福祉協議会）
- □役所（高齢者福祉の窓口）
- □認知症医療センター
- □介護サービス事業所
- □地域の介護者家族会
- その他（　　）

2．就労支援機関ですでに、利用されているものがありますか？

- □ハローワーク
- □就労移行事業所
- □障がい者就労・生活支援センター
- □就労継続支援　　Ａ型・Ｂ型
- その他（　　）

3．経済支援策ですでに、利用されているものがありますか？

- □傷病手当金
- □障がい年金
- □生活保護
- □失業保険
- □特定疾患の公費負担
- □税の減免制度
- その他（　　）

4．障がい者総合支援法ですでに、利用されているものがありますか？

- □自立支援医療
- □介護給付（居宅介護など）
- □移動支援
- □精神障がい者保健福祉手帳
- □相談支援
- その他（　　）

5．公的介護保険ですでに、利用されているものがありますか？

- □要介護認定（要介護・要支援・申請中）
- □訪問看護
- □訪問介護
- □デイサービス・デイケア
- □ショートステイ
- □小規模多機能介護
- その他の介護保険制度

6．以下の制度ですでに利用されているものがありますか？

- □日常生活自立支援事業
- □成年後見制度
- その他（　　）

Ⅶ．介護保険

１．４０歳以上の方であれば、介護保険を利用できます（第２号被保険者）

特定疾患の「初老期の認知症」にあたることを伝えた上で要介護認定をうけるように情報提供する必要があります。６５歳未満の利用者はまだまだ少ないですが、若年性認知症の方への支援を工夫している事業所も増えています。

申し込み・相談窓口　居住地の市町村介護保険担当課

八女市役所	本庁	介護長寿課	介護認定係	0943（２３）１３５３
	黒木支所	市民生活福祉課	生活福祉係	0943（４２）１１１４
	立花支所	市民生活福祉課	生活福祉係	0943（２３）４９３３
	上陽支所	市民生活福祉課	市民生活福祉係	0943（５４）２２１８
	星野支所	市民生活福祉課	市民生活福祉係	0943（５２）３１１３
	矢部支所	市民生活福祉課	市民生活福祉係	0943（４７）３１１１

◆介護保険サービスを活用できるように

- デイサービスでは、始めはボランティアとして参加し、その場になじむ方法もあります。
- 本人の若い時や活躍している時の写真を事業所の人に見てもらいましょう。
- 本人の好きなこと、得意なことを事業所の人に伝え、利用時に話題にしてもらったり、発揮できる場面を作ってもらいましょう。
- 本人にとってデイサービスなどが「意味ある場所」（仕事がある、楽しみがある等）になることが大切です。サービスに慣れるには時間がかかります。１ヵ月くらいで結論を出さずに気長に続けましょう。

２．グループホームや入所施設の利用について

自宅等で生活する方が望ましいですが、すぐにでも施設等への入所を希望される事情のある方には、介護保険制度や申し込みの諸手続きを説明します。一般的に待機者が多い場合が多く、そのときには現在の生活の課題解決のために支援を継続することが大切です。

◆施設を選ぶときには

- 本人、家族が見学に行く
- 施設の環境、管理者の考え方、
  スタッフや入居者の雰囲気を確認する。

Ⅷ. 相談機関

1．地域包括支援センター

- **八女市地域包括支援センター**（旧八女市・立花町）
  八女市本町 647 番地（八女市役所内）　TEL:0943-23-1203
- **八女市東部地域包括支援センター**（黒木町・上陽町・矢部村・星野村）
  八女市黒木町今 1314 番地（八女市役所黒木支所内）　TEL:0943-42-1119

2．福岡県認知症医療センター指定病院

「認知症医療センター」とは、都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、心理・行動症状への対応についての相談の受付を行う専門医療機関です。

久留米大学病院	久留米市旭町 67	0942－31－7903
医療法人清友会　植田病院	筑後市西牟田 6359−3	0942－53－5185

3．認知症医療機関

- **認知症（疾患）治療病棟**
  精神症状や問題行動が著しく、自宅や他の施設で困難な認知症疾患患者に対し、短期集中的に精神的治療と手厚いケアを提供する施設です。
- **重度認知症患者デイケア**
  精神症状や問題行動が著しい認知症疾患患者を対象として、生活機能訓練及び指導、家族に対する介護指導を行います。

医療法人社団筑水会　筑水会病院	八女市吉田 1191 番地	0943－23－5131

4．若年性認知症コールセンター

- **若年性認知症コールセンター**　フリーダイヤル　0800－100－2707
  ◆相談・通話料、無料◆月～土　10:00～15:00（年末年始・祝日を除く）

5. 家族会・交流会など

- **若年性認知症介護者の会『ローズ・マリー』**　0942－65－7804
  （認知症カフェ　ROSARY・SANGO）
- **若年性認知症『オアシス虹の会』**　092－712－6500
  （医療法人笠松会　天神オアシスクラブ）